

議案第 60 号

嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 29 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

## 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例

嘉島町公民館条例(昭和 41 年嘉島村条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「その場合においては」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 11 条関係)

区分	使用料(1 時間当たり)	備考
大部屋	400 円	1 1 時間に満たないときは、1 時間とする。 2 使用料には、冷暖房使用料を含むものとする。
小部屋	200 円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。

### 附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

嘉島町公民館条例(昭和41年嘉島村条例第8号)新旧対照表

現行	改正後 (案)															
<p>(使用料の返還)</p> <p>第13条 既納の使用料は返還しない。ただし、<u>その場合においては</u>、その全部又は一部を返還することがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第13条 既納の使用料は返還しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、その全部又は一部を返還することがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>															
<p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室</td> <td>200円</td> <td> <p>1 町民以外の使用については、倍額とする。</p> <p>2 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>3 左記の金額は、消費税を含むものとする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)	備考	1室	200円	<p>1 町民以外の使用については、倍額とする。</p> <p>2 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>3 左記の金額は、消費税を含むものとする。</p>	<p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大部屋</td> <td>400円</td> <td> <p>1 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>2 <u>使用料には、冷暖房使用料を含むものとする。</u></p> </td></tr> <tr> <td>小部屋</td> <td>200円</td> <td>3 左記の金額は、消費税を含むものとする。</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)	備考	大部屋	400円	<p>1 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>2 <u>使用料には、冷暖房使用料を含むものとする。</u></p>	小部屋	200円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。
区分	使用料(1時間当たり)	備考														
1室	200円	<p>1 町民以外の使用については、倍額とする。</p> <p>2 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>3 左記の金額は、消費税を含むものとする。</p>														
区分	使用料(1時間当たり)	備考														
大部屋	400円	<p>1 1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>2 <u>使用料には、冷暖房使用料を含むものとする。</u></p>														
小部屋	200円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。														